

防災かわら版 ～自然災害から学ぶ～

問合せ先 防災安全課防災係（窓口⑩） ☎364145

～7月から10月は台風シーズンです～

気象庁の統計情報によると、7月から10月にかけて台風が多く発生し、大雨・暴風により毎年多くの被害が出ています。1959年9月には、5,000人を超える死者・行方不明者を出した伊勢湾台風が襲来しました。台風による被害を最小限に抑えるためにどのような行動をとるべきか考えてみましょう。



■身を守るための行動をしましょう

家の中編

- ・懐中電灯、非常用食品、携帯ボンベ式コンロ、救急薬品、衣類、貴重品など非常用品の確認をしましょう。
- ・万一の飛来物の飛び込みに備えて、飛散防止フィルムを窓ガラスに貼ったり、カーテンやブラインドをおろしておく等の安全対策をしましょう。
- ・断水に備えて飲料水の備蓄や、浴槽に水を張るなどして生活用水を確保しましょう。

家の外編

- ・窓や雨戸はしっかり施錠を行い、必要に応じて補強しましょう。
 - ・風で飛ばされそうな物は飛ばさないよう固定したり、家中へ格納しましょう。
 - ・側溝や排水口は掃除して水はけを良くしておきましょう。
- ※大雨が降る前、風が強くなる前に行いましょう。

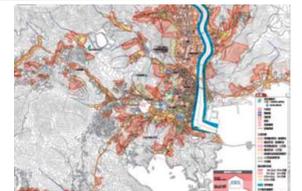
避難行動編

- 避難時に心がけること
- ・冠水している場所は足元が見えず危険です。普段通り慣れている道でも、すでに浸水していたら立ち入らないようにしましょう。
- 避難のタイミング・方法
- ・警戒レベル3高齢者等避難や警戒レベル4避難指示が発令された際には速やかに避難行動をとるようにしましょう。
- ・避難方法としては以下の3つが考えられます。
- ①在宅避難：自宅など安全な建物内での屋内安全確保
- ②分散避難：3密を避けるため、親戚や知人の家、宿泊施設等に避難すること
- ③避難場所への避難：市が指定した避難場所に身を寄せること

～ハザードマップで身の回りの危険区域を確認しよう～

■ハザードマップとは

ハザードマップとは、自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図に表したものです（右図参照）。ハザードマップには、「津波ハザードマップ」と「土砂災害・洪水ハザードマップ」の2種類があります。



土砂災害・洪水ハザードマップ（下田地区）

■活用方法

- ①自宅が土砂災害警戒区域、洪水や津波の浸水区域（色が塗られた部分）に入っているか確認しましょう。
 - ②危険区域に該当していた場合、分散避難や地図に着色されていない最寄りの避難場所を検討しましょう（危険区域に入っていない場合は、まずは在宅避難を検討しましょう）。
 - ③避難経路についてあらかじめ決めておきましょう。
 - ④避難するタイミングについて家族や親戚と話し合うようにしましょう。
- ハザードマップは、防災安全課（窓口⑩）で配布又は、市ホームページからもダウンロードできます。この機会に災害時の避難について考えてみましょう。

新教育長に

山田貞己氏が就任

去る7月21日付で下田市教育長を拝命いたしました。よろしく、お願いいたします。佐々木前教育長が、市内4中学校統合をはじめとし、教育大綱策定、GIGAスクール構想の構築など多くの功績を残されました。また、新型コロナウイルスへの対策もあり、多岐にわたる対応の大変さや心労は想像に難くありません。その後任という重責を感じてるところです。

私事になりますが旧下田中学校在職中は、統合への諸課題を抱えながらの様々な教育活動において、生徒、保護者、地域の皆さまはもちろん、市内小中学校教職員、下田市職員の皆さま、教育委員会、工事施工業者ほか関係諸機関、市民の皆さまには大変多くのご理解とご支援をいただきました。この場をお借りして心より感謝申し上げます。おかげさまで新下田中学校は、円滑な統合初年度のスタートを



切ることができ、今では皆元気な姿で2学期を迎えているようです。

さて、現在小学校、中学校、高等学校とも新学習指導要領が施行され、それぞれ新しいカリキュラムとして動いています。小学校の英語科導入、道徳の教科化、GIGAスクール構想での各児童生徒への一人1台端末配付など、義務教育現場に迫るものは膨大です。

いじめ、不登校、虐待というこれまでの生徒指導に加え、ヤングケアラーの実態把握と対応など研修の必要性も含めて今後取り組んでいくこととなります。

学習指導要領の改訂は法制化されて今回で7回目。いつの時代も、この急激に変化していく社会の中で、子どもが10年、20年と生きていく力を有していくために、その時代時代において教育の内容が示されています。ですから、もう既に次の10年後を見つめて次期学習指導要領策定の準備が進められていることとなります。数年前、「教育施策が短兵急になってはいないか」と危惧されていたある教育長さんの言葉が思い出されます。下田の子どもが、めまぐるしい社会の変化にも柔軟にかつ逞しく対応し、伊豆の地で育つたことを誇りに思いながらそれぞれの未来を創り上げていく力でありたいが、地域の皆さまのお力添えをいただきながらじっくり歩んで参りたいと思っております。今後ともご支援のほどよろしくお願いいたします。

助けあい、支えあう 「年金」で とても大事



年金は老後のためだけにやらない
「障害年金について」

年金というと、「老齢年金」のイメージがありますが、現役世代の方でも、病气やけがなどで障害が残ったときに、「障害年金」が支給されることがあります。

障害年金には、「障害基礎年金」「障害厚生年金」があります。障害の原因となった病気の初診日（最初に診療を受けた日）に、どの年金制度に加入していたかによって、受給する障害年金の種類が決まります（初診日が国民年金に加入中の場合は、障害基礎年金になります）。

〔次の条件を全て満たしているときは、障害基礎年金を受給できます〕

◎20～60歳で国民年金に加入しているときや、20歳前又は60～65歳で厚生年金に加入していない期間に、障害の原因になった病气やけがの初診日がある。

◎病气やけがによる障害の程度が、障害認定日（※）は20歳に達したときに、障害年金の1級又は2級の状態になっている（障害者手帳の級とは異なります）。

※障害認定日とは
障害の程度を定める日、初診日から1年6か月が経過した日、又は1年6か月以内にその病气やけがの症状が変わらなくなった（固定した）場合はその日。

◎初診日の月の前々月までの年金加入期間で、年金を納めた期間と免除を受けた期間が3分の2以上ある、又は初診日の前々月までの直近1年間の年金加入期間に保険料の未納期間がない。

※20歳前に初診日がある場合は、納付の条件はありません。

【よくある質問】
Q 通院を始めてから遡って未納期間の国民年金保険料を納付しても、障害基礎年金は受けられますか？
A 受けられません。納付要件は、初診日の時点の状態を確認します。

問合せ先
市民保健課国民年金係
（窓口③） ☎3922